

国民年金基金のお知らせ

国民年金基金は、国民年金に上乗せして加入し、税金優遇を受けながら掛金を積立て、老後により充実した年金を受取ることができる公的な年金です。

○特徴は？

- ①掛金が全額「社会保険料控除」で、受取る年金も「公的年金等控除」の対象です。
- ②受取る年金は、終身が基本で一生変動しません。
- ③万一の時はご遺族に一時金が支払われます。
(遺族保証のないB型も選べます)
- ④掛金は、加入時の年齢で一定。
お休みや増減もできます。

○加入できる方は？

- ①国民年金の第1号被保険者
(免除の方などを除きます)
- ②国民年金の任意加入者
(60歳～65歳未満の方や
海外在住の方)



【お問い合わせ】全国国民年金基金徳島支部 ☎ 0120 - 65 - 4192

国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

手続きは！

住民登録をしている市町村役場の国民年金担当窓口へ！

申請書は、年金事務所または美波町役場の国民年金担当窓口へ備え付けております。



※令和3年度の免除等の受付は令和3年7月1日から開始され、令和3年7月から令和4年6月までの期間を対象として審査します。また、申請は原則として毎年度必要です。

平成30年度税制改正により、令和2年分所得から給与所得者に適用される「給与所得控除」及び公的年金等受給者に適用される「公的年金等控除」の控除額が10万円引き下げられ、一方で、全ての所得者に適用される「基礎控除」が10万円引き上げられます。

上記税制改正に伴い、給与所得控除後・公的年金等控除後で基礎控除前の所得を用いて判定を行っている制度について、給与所得者・公的年金等受給者に不利益が生じないように、所得基準額が10万円引き上げられます(国民年金法施行令等の改正)。

※所得基準額の引き上げの対象となる制度、改正前後の基準額及びその適用月は[右ページ](#)をご参照ください。